

水光会メディカルフィットネス会員規約

第1章 総則

第1条 (名称・所在地)

本クラブは、「水光会メディカルフィットネス」(以下「クラブ」という)と称し、福岡県福津市日蔭野5丁目8番地の4を所在地とします。

第2条 (運営・管理)

クラブの運営管理は、本規約ならびに別に定める規則に基づき、医療法人社団水光会が行います。

第3条 (目的)

クラブは、運動に対する正しい理解と関心を深め、運動を生活の一部として、会員自ら積極的に運動に取り組み健康寿命を延ばせるよう支援すると共に、健全な社交の場として会員相互の親睦と生活の質の向上を目指すことを目的とします。

第2章 会員

第4条 (会員の名称)

本クラブの会員の名称を一般会員、特保会員、メディカル会員、学生会員、法人会員と定めます。

第5条 (会員の入会資格)

1. 本規約ならびに諸規則を遵守される方(未成年者の場合は親権者の同意が必要です。)
2. 心身ともに健康で過去に重大な病歴等がなく、医師から運動を禁じられていない方
3. 暴力団、その他これに類似する団体あるいはその構成員でない方
4. 刺青・タトゥーをしていない方
5. 伝染病疾患を有しない方

第6条 (入会手続き)

クラブへの入会希望者は、所定の申し込み手続きを行いクラブの承認を得た上で、所定の登録管理及び会費を納入していただきます。

第7条 (会員カードについて)

会員カードの取り扱いは次の各号の通りです。

1. 会員カードに会員の名前を記名します。
2. 会員が会員カードを紛失した場合は、速やかに届け出て下さい。なお、会員カードを紛失された場合は所定の手続き・手数料により再発行いたします。
3. クラブを利用するときは、必ず会員カードを提示して下さい。
4. 会員カードを、第三者に貸与又は譲渡することはできません。

第8条 (会員以外の施設利用)

クラブが必要と認めた場合は、会員以外の人に施設を利用させる事ができます。

第9条 (諸規則の遵守)

会員及び前条の利用者は、本規約及び別に定める規則に従わなければなりません。

第10条 (会員資格の喪失)

会員は次の場合に、その資格を喪失します。

1. 死亡
2. 第11条による退会
3. 第12条による除名

第11条 (退会および休会)

会員が退会及び休会するときは、速やかに所定の書面をもって届け出なければなりません。退会時に会費等の未払金がある場合は、これを完納しなければなりません。

第12条 (退会勧告及び除名)

次の各号のいずれかに該当する行為があった場合、当該会員の退会を勧告し、会員資格を喪失させることとします。

1. 他の会員に著しい迷惑となる行為があったとき
2. 本規約及び諸規則に違反したとき
3. 会費その他諸費用の支払いを怠り、督促を受けてもなお所定の期日までに支払いのないとき
4. 故意に施設、設備を毀損したとき
5. その他著しく会員にふさわしくない行為があったと認められるとき
6. 施設内において、商行為、営業活動、布教活動、政治活動等を行ったとき

第13条（責任事項）

1. クラブは、会員がクラブの施設内に入場した後に運動機器等の操作によって生じた傷害については、その会員がクラブの従業員の指示に従っていたと認められる場合に限り、クラブが加入している傷害保険の範囲内において、その責を負うこととします。
2. 会員がクラブの施設内に入場した後に生じたその会員に係わる傷害、盗難等の人的、物的事故については、前条を除き、一切の責任を負わないこととします。
3. 会員は、クラブの施設内に入場した後、自己の責に帰すべき事由により、クラブに損害を与えた場合には、速やかにクラブの請求に基づいて、その賠償の責を負うこととします。
4. 未成年の会員の保護者は、前3項の定めに基づいてその会員と連帯して賠償の責を負うこととします。
5. 前4項の規定は、第8条の利用者にも準用します。

第14条（変更事項）

会員は、住所、連絡先、銀行口座番号その他入会申込書記載事項に変更があった場合は、速やかに届け出て下さい。

第15条（個人情報の収集・利用・提供及び登録に関する同意）

会員は申し込み時に会員が記入する氏名・生年月日・住所・電話番号等の情報（以下、「個人情報」という）の収集・利用・提供及び登録に関し、次の内容に同意するものとします。

1. クラブは、個人情報を本規約に従い、クラブの運営に利用します。運営業務には会員カードや更新案内の送付、定期刊行物の送付、その他、各種ご案内などの送付を含みます。
2. クラブは、会員に対してより良好なサービスを提供するために、個人情報のうち特定個人を識別することができない方法により個人情報を統計データとして開示することがあります。
3. 前項に定める場合の他、法令に基づく要請等正当な理由がある場合には個人情報を第三者に開示することがあります。
4. クラブは個人情報保護方針を定め、適切かつ厳重に管理します。

第3章 会費および登録管理料等

第16条（利用料金等）

一般会員、特保会員、メディカル会員、学生会員、法人会員はクラブが定める月会費を、所定の方法により納入しなければなりません。また、支払われた会費・利用料金等は、細則第4条第2項に該当する場合を除き返還いたしません。

第17条

利用料金及びその他の料金（以下「料金等」という。）は、別途定めこれを掲示します。

第18条（月会費・登録管理料・料金等の変更）

クラブは、月会費・登録管理料および料金等を変更することができます。この場合、変更前に掲示等により会員等にお知らせします。

第19条（休業又は閉鎖）

クラブは、次の事由により、施設の全部又は一部を休業若しくは閉鎖することがあります。この場合、事前に掲示等により会員等にお知らせします。

1. 天災・地変等その他やむを得ない事由により開場が不可能なとき
2. 安全および衛生管理上、設備、機器等の点検・修理等が必要なとき
3. 施設の大掛かりな清掃、および施設の補修又は改修を行うとき
4. 法令の定め又は行政指導に基づくとき
5. その他前各号と同等と認められる事由が生じたとき

第20条（利用制限）

クラブは、講演会などクラブの企画する行事を開催する場合、ならびに運営管理上必要と認めた場合には、施設の全部又は一部の利用若しくは利用時間を制限することがあります。

第21条（管轄裁判所）

クラブの運営管理について、会員に係わる損害につき紛争が生じた場合は、クラブの所在地を管轄する地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第4章 補則

第22条（規約等の改正）

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な事項はクラブがこれを定めます。

第23条

クラブは予告することにより、本規約及び規則等を改正、変更若しくは廃止することができます。

水光会メディカルフィットネス細則

第1条（営業時間）

平日	9：30～21：30（最終受付時間 20：30）
祝日および盆（8月13日～16日）	9：30～17：30（最終受付時間 16：30）

第2条（定休日）

クラブの定休日は、毎週日曜日および年末年始（12月31日、1月1～3日）とします。その他の休業日については、規約第19条および第20条によるものとします。

第3条（会員の要件および利用時間等）

会員名称	要件	利用時間等
一般会員 (A, B, C, E)	15歳以上の一般個人	A：営業時間内は終日利用できます。 B：開館時～17時まで利用できます。 C：平日は17時～閉館時まで、 土・祝日および盆（8月13日～16日）は12時～閉館時まで利用できます。 E：平日は15時～18時まで、祝日および盆（8月13日～16日）は15時～17時30分まで利用できます。
特保会員 (A, B, C)	特定保健指導の対象者で医師等から運動指導に関する指示（行動計画策定）があった個人	
メディカル会員 (A, B, C)	本クラブが生活習慣病の指導管理に関し連携する医療機関の医師から「生活習慣病療養計画書」の交付を受けた個人	
学生会員 (A, B, C)	15歳以上 30歳未満で高校、大学、専門学校等の学生証を提示できる個人	
健診法人会員 (カード・回数券)	宗像水光会総合病院にて従業員健診を行っている事業所様	
一般法人会員 (カード・回数券)	過去2年間に、宗像水光会総合病院にて従業員健診を行っていない事業所様	カード：営業時間内は社員1名様にご利用できます。 回数券：営業時間内は回数券1枚につき1名様にご利用できます。
ビジター (A, B, C, E)	15歳以上の一般個人	A：営業時間内 B：開館時～17時 C：17時～閉館時 E：15時～18時（祝・盆は17時30分）

第4条（会費および登録管理料等）

1. コース別会費および登録管理料等

会員名称	コース区分	月会費（円）	登録管理料（円）
一般会員	A：フリータイム	8,640	4,320
	B：デイトime	6,480	
	C：アフター5		
	E：イブニング		
特保会員	A：フリータイム	6,480	4,320
	B：デイトime	4,860	
	C：アフター5		
メディカル会員	A：フリータイム	4,320	4,320
	B：デイトime	3,240	
	C：アフター5		
学生会員	A：フリータイム	4,320	4,320
	B：デイトime	3,240	
	C：アフター5		
健診法人会員	A：フリータイム	10,800	体力測定料1,080/人/回（希望者）
	回数券 (フリータイム)	7,560 (10枚)	3ヶ月間有効 体力測定料1,080/人/回（希望者）
		12,960 (20枚)	
		16,200 (30枚)	
一般法人会員	A：フリータイム	15,120	体力測定料1,080/人/回（希望者）
一般法人会員 一般個人	回数券 (フリータイム)	8,640 (10枚)	3ヶ月間有効 体力測定料1,080/人/回（希望者）
		15,120 (20枚)	
		19,440 (30枚)	
ビジター	A：フリータイム	1,296 (1回)	体力測定料1,080/人/回（希望者）
	B：デイトime	1,080 (1回)	
	C：アフター5	864 (1回)	
	E：イブニング		

※1) ご家族（配偶者及び同居の方）2人以上で一般会員に入会の場合は、2人目以降の方の月会費が半額になります。

ただし、ご家族でコース区分が異なる場合は半額の扱いは、月会費の安価な方を対象とさせていただきます。

2) メディカル会員が特設の理由なく2ヶ月以上、受診されない場合は、3日目より一般会員扱いにさせていただきます。

2. 入金された会費・料金等は、医師より運動不可の診断を受けたとき、およびその他斟酌すべき事情がある場合を除き返還いたしません。

3. 2回目以降の体力測定は必要に応じ実施します（別途、費用 1,080 円/人/回を申し受けます）。
4. 特保会員は、医師等が記載した「行動計画書」を提示して頂きます。
5. メディカル会員は、本クラブが連携する医療機関を一月に1回受診し、医師から生活習慣病指導管理に関し運動等の指導を受けることとなります。また、必要な医療情報はクラブに提供されます。
6. すべて消費税込みの価格です。

第5条（メディカルチェックの実施）

入会の際は、簡易体力測定等を実施し、必要であれば内科の受診をして頂きます。

第6条（料金の支払い）

1. 入会の際は入会の日付に拘わらず、会員名称とコース区分に従って登録管理料をお支払頂きます。
2. 入会当月の月会費については入会時に、入会日を起算日とし1月を30日と見做して、日割り計算した額に入会翌月の月会費を合算した額を現金もしくはクレジットカードにてお支払い頂きます。
3. 入会の翌々月以降の月会費については、1日から月末までを1ヵ月とし、当該月の会費を前月の25日に自動引落としするものとします。
4. 前2項および3項について、自動引落としの手続きが完了していない場合は、翌月の月会費を当該月末までに現金もしくはクレジットカードにてお支払い頂くことがあります。
5. その他の料金については、その都度、月末締めにて翌月25日に自動引落としを致します。
6. 休日等で振替日が変わる場合があります。

第7条（退会及び休会及び復会）

1. やむを得ない事情により退会または休会する場合は、退会または休会する前月末日までに、所定用紙を提出していただきます。この際、すでにお支払いいただいた翌月分の月会費等については、別に所定の手続きを行っていただくことにより返還いたします。
2. 休会は毎月1日より1月単位で希望する期間としますが、6ヵ月間を限度とさせていただきます。なお、6ヵ月間を超えて復会の手続きがない場合は、退会とさせていただきます。
3. 復会に当たっては、復会をお申し出ることにより特に書類での手続きは不要とします。
4. 休会中（最長6ヶ月間）の会費は徴収しません。なお、ご家族が会費半額措置を受けている場合は、当該期間中の会費半額の適用は致しません。

第8条（改正）

本細則の変更および追加はクラブの定めるところにより、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

（付則）本規約および細則は、平成21年6月1日から施行します。

（付則）平成21年9月1日、細則第2条（定休日）および第4条5項（メディカル会員の要件）を変更。

（付則）平成21年12月25日、細則第3条（会員の要件および利用時間等）、第4条（会費および登録管理料等）1項を変更。

（付則）平成22年3月8日、規約第16条（利用料金等）、細則第4条（会費および登録管理料等）2項、第7条（退会及び休会）1項および2項を変更。

（付則）平成23年1月11日、細則第4条1項脚注、細則第7条4項を変更。

（付則）平成23年10月25日、細則第1条（営業時間）を変更。

（付則）平成23年11月1日、細則第3条（会員の要件および利用時間等）、第4条（会費および登録管理料等）5項を変更。

（付則）平成24年7月9日、細則第3条および第4条にE（イブニング）コースを新設し、第3条の利用時間等に「E：平日は15時～18時まで、日・祝日および盆（8月13日～16日）は15時～17時30分まで」と加え、第4条のコース別会費に「E：5,400円」を設定。同時に、学生会員にD（ホリデーフリー：3,240円）、ビジターにEコース（864円）を設ける。

（付則）平成25年4月1日、細則第4条（会費および登録管理料等）1項を変更。

（付則）平成26年4月1日、細則第4条（会費および登録管理料等）1項を変更。

（付則）平成27年6月1日、細則第1条（営業時間）および第2条（定休日）を変更。

（付則）平成27年6月1日、細則第3条（会員の要件および利用時間等）から一般会員D、学生会員Dおよび利用時間等からDおよび説明文を削除。

（付則）平成27年6月1日、細則第4条（会費および登録管理料）中のコース区分から一般会員および学生会員のD（ホリデーフリー）コースを削除。

水光会ウェルネスセンター

水光会メディカルフィットネス

〒811-3209 福津市日蔭野5丁目8番地の4

TEL 0940 - 34 - 3151（直通） 34 - 3135（代表）

FAX 0940 - 42 - 8080